

# 農林土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

## （農林土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## （農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （建設副産物）【追加】

#### 1-1-1-24 建設副産物

##### 14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

## （1日未満で完了する作業の積算）

**第4条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

**第5条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

#### （仮設トイレの洋式化）

**第6条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### （建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

**第7条** 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

#### （情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

**第8条** 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以

下、「対象工事」という)とすることができる。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】  
徳島県CALS/EC HP  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

#### **(担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】)**

**第9条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

#### **(本工事の特記仕様事項)**

**第10条** 本工事における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

## 第1章 総 則

### 第1節 適応

本特記仕様書は、「高塚揚水機場」に適用するもので、特記仕様書に準拠し、監督員の指示に従って施工しなければならない。また、本特記仕様書に、特に定めていない事項については全て監督員と協議し指示を受ける。特記仕様書は共通仕様書に優先するものとする。

### 第2節 一般事項

1. 請負者は、本工事を施工するにあたり、共通仕様書・特記仕様書並びに関係法規を熟知し、これを遵守しなければならない。
2. 契約締結後、速やかに設計図書及び施工計画書を監督員に提出し監督員に承諾を得なければならない
3. 工事の施工にあたっては、保安・公衆衛生等に関する諸法規を遵守し現場管理、施工管理に十分な注意を払い、災害防止に努めて施工すること。
4. 他の関連工事（送水管、付属施設等）と、工事用地及び施工上競合する部分については工事施工に際してあらかじめ監督員の指示に従って関連工事請負者と綿密な連絡をとり、相互協調しあって施工するものとする。

### 第3節 承認事項

1. 請負者は、契約締結後直ちに設計条件、設計図面により機器を設計し機器の据付図、配管図、電気関係線図、主要機器断面寸法図、主要材料メーカーリストの図書を提出し承認を受けるものとする。
2. 請負者は、書類提出後監督員の承認を得てから製作及び施工するものとする。

### 第4節 適応規格

1. 特記仕様書に記載なき事項については、下記の規格、基準等に準拠するものとする。
  - (1) 日本工業規格 ( J I S )
  - (2) 日本電気工業会標準規格 ( J E M )
  - (3) 電機設備技術基準
  - (4) 内線規定
  - (5) 労働安全衛生規則
  - (6) その他関係法規

### 第5節 その他

請負者は、竣工後技術者を派遣し、監督員及び地元関係者に取扱い要領、維持管理等の指導を行うものとする。

## 第2章 揚水機及び付帯設備

### 第1節 概 要

本設備は、高塚地区の農業用水の用水不足を解消するために設置するものであり、地区内の用水路内にポンプを設置し農業用水をほ場へ送水するもので、ポンプの運転は操作盤による手動運転で行うものである。

### 第2節 ポンプ設備

#### 揚水ポンプ場 水中ポンプ

1. 型式	着脱式水中ノックログポンプ	
2. 数量	1 台	
3. 要領	(1) 口径	100mm
	(2) 揚水量	1.0m <sup>3</sup> /m i n
	(3) 全揚程	14mH
	(4) 取扱液	農業用水
	(5) フランジ規格	J I S 10K
	(6) 電動機出力	5.5KW
	(7) 電動機電圧	200V
	(8) 定格電流値	23A以下
	(9) 電動機種類	かご形三相誘導電動機
	(10) 電動機起動方式	じか入れ起動
4. 材質	(1) ケーシング	FC250以上
	(2) 羽根車	FCD500以上
	(3) 主軸	SUS420J2以上
5. 付属品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 水中ケーブル	10m
	(2) 着脱装置	1 式
	(2) その他必要なもの	1 式
6. 予備品	銘板	1 枚
7. 特記事項	同等又は同等以上とする。	

#### 揚水ポンプ場 逆止弁

1. 型式	両フランジスイング式逆止弁	
2. 数量	1 台	
3. 要領	(1) 口径	100mm
	(2) フランジ規格	J I S 10K
4. 材質	(1) 弁箱	SCS13A以上
	(2) 弁体	SCS13A以上
	(3) 弁棒	SCS13A以上
5. 付属品	(1) パッキン	1 式
	(2) ボルト・ナット	1 式
6. 特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

揚水ポンプ場 仕切弁

1. 型式	両フランジ手動外ねじ式仕切弁	
2. 数量	2 台	
3. 要領	(1) 口径	100mm
	(2) フランジ規格	J I S 10K
4. 材質	(1) 弁箱	SCS13A以上
	(2) 弁体	SCS13A以上
	(3) 弁棒	SUS304以上
5. 付属品	(1) パッキン	1 式
	(2) ボルト・ナット	1 式
6. 特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

第3節 ポンプ構造概要

本ポンプは農業用水を揚水するもので、水中において連続運転に耐える堅牢な構造とすること。ポンプは振動や騒音が少なく円滑に運転できると共に特に有害なキャビテーション現象が発生しない構造とする。

(a) 駆動騒音

ポンプ電動機は、水中形誘導電動機とする。

(b) ケーシング

内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食・磨耗を考慮した良質の鋳鉄製品（FC250 以上）とし、分解，組立が容易なものとする。

(c) 羽根車

良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅牢であること。

材質は（FCD500 以上）とする。

羽根車は、平衡を十分取ると共に表面は滑らかに仕上げること。

(e) 主軸

主軸は電動機軸を延長したもので伝達トルク及び振り，振動に対して十分な強度を有すること。材質は（SUS420J2 以上）とする。

### 第3章 試験・検査

#### 第1節 材料検査

主要部品について行うものとし、試験成績表その他監督員が指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

#### 第2節 部品検査

材料検査と同じ

#### 第3節 工場検査

請負者は工場試験に先立ち、試験要領書を監督員に提出し、承諾を得て工場検査を行い、合格したものを納入しなければならない。

#### 第4節 現場運転調整

据付等全てが完了後監督員の立会の上、各機器動作試験、試運転調整を行ない異常なきことを確認するものとする。また、これに要する費用は一切請負者の負担とする。

### 第4章 その他

- (1) 工場製作に先立って、仕様書、設計計算書、設計図等を作成し、承認をうけること。
- (2) 工事完了後直ちに完成図書を2部作成し提出すること。
- (3) 試運転調整時には、指導員を派遣し、その指導にあたること。
- (4) ポンプ、電機設備、主配管等の工場製作状況及び、据付状況等について適宜、写真撮影記録を取ること。また、電気配管で埋設される部分、完成後、明視できない部分等については、特に留意して写真撮影を行うこと。
- (5) 契約書、設計計算書及び仕様書に指示されていない事項であっても、設備施工上当然と認められる軽微な事項については、請負者の負担で処理するものとする。